

第三章 明治後期の出石



この章は、明治時代の後半期の出石の歴史を探るが、この時期の出石は活気に溢れ、時として大きく光彩を放つ。その歩みをよりよく理解するためには、事柄により前後の時期にも踏み込んだ叙述が必要となる。

栄光の但馬の近世城下町、出石の明治時代は、政治・経済・社会・文化の全般にわたり豊岡に支配力を奪われる地盤沈下の道を辿りつつも、なお加藤弘之や桜井勉らに率いられた旧出石藩士族層の奮闘や、強力な大地主層によって但馬でのリーダーシップを発揮した。一八八九年（明治二二）四月の出石・小坂・室埴・神美の新町村誕生を画期とし、その翌年の第一回総選挙と帝国議会開設により立憲政治がスタートしたが、但馬地方の激烈な政争は出石を中心舞台として展開し、骨肉相食む改進黨系自由系入り乱れての派閥抗争のもとで、多額の選挙資金が動き、目まぐるしい当選と落選が繰り返された。

出石の旧士族たちの多くは、明治新政府の役人として官界入りをめざし、地元では第五十五国立銀行の株主となったり、士族授産事業に従事した。出石出身の職業軍人は比較的少なかったが、徴兵制度のもとで壮年男子の多くは福知山歩兵第二〇連隊に下級兵士として入隊し、日清・日露の戦役では満州各地に転戦し、嚇々たる武勲をあげた。室埴村椋尾の山に飛来し営巢したこうのとりが、勝利の瑞鳥として全国に名声をとどろかせ、盛大な戦勝祝賀にわきたつ喜びの陰に、戦没者の犠牲は各町村各部落のすみずみにまであまねく分布し増加していく。

豊岡盆地の平野部に向かって展開する室埴・小坂・神美地域一帯は、但馬地方を代表する寒冷米作農

業地帯で、城下町の出石町とは全く対照的な地域類型をなしていた。この地域では、有力な大地主が生じて主導権を握り、盃を交わした親方子方制度が広汎に存在し、強固な村落共同体を形成していた。そして、年中行事的に風水害が襲来し、激烈な堤防争いや水論が起るが、小坂村が明治四〇年代に推進した耕地整理は、兵庫県下に先がける画期的な大成果をあげると共に、古代よりの条里制地割を一変させた。

日露戦争の勝利ののち迎えた経済発展期を背景に、住民エネルギーは高揚し、出石の名物行事の大名行列や初午祭などが盛大に開催され、国鉄山陰線の建設工事が漸く和田山以北に伸びてきた。しかし、この決定的時期に出石は鉄道ルートから完全に外され、商工業の発展は停滞し、近代化の流れに大きく取り残されていくこととなった。

我が国の政財界を巻き込む最初の大疑獄として明治四〇年代初頭に摘発された日糖事件には、出石出身の衆議院予算委員長森本駿と日糖社長酒匂常明が連座した。そして、そのころ官学の最高峰加藤弘之に堂々と天皇機関説論争を挑んだ室埴村の百姓の粹、青年弁護士齋藤隆夫が政界の刷新と憲政の擁護を高く掲げて登場し、明治は大正へと移っていく。ここでいくつかの明治後期の社会の諸相にもスポットを当ててみよう。

## 第一節 地方自治制度の確立

町村制の施行 「大日本帝国憲法」は一八八九年（明治二二）二月一日に発布され、翌一八九〇年一月二九

日から施行されたが、これより先の一八八八年四月二五日に「市制及び町村制」が公布され、一八八九年四月一日より施行、また「府県制及び郡制」は一八九〇年五月一七日に公布され、一八九一年より施行された。フランス革命人権宣言の発せられた一七八九年（寛政元）から丁度一〇〇年を経た記念すべき年に、我が国は近代的立憲君主制国家として中央と地方の行政機構が面目を一新してスタートすることとなり、我が国の地方自治制度はここに確立した。この市制・町村制によって、市町村は初めて明確に法律上の権利主体となり、法人として成文化された。市町村会は、市町村の意思を代表する議決機関として市町村の歳入歳出予算を決め、市町村条例を制定する権限を与えられ、市町村長は、市町村の執行機関として決議を執行するという近代的地方行政制度が導入された。

この町村制の施行に当たり、重要な課題は町村合併の推進であった。兵庫県では一八八八年（明治二一）五月から市町村制取調委員を置き、従来の戸長役場区域を中心とした一町村七〇〇戸を標準とする合併方針により新町村域の編成案を作成する一方、郡長の手元でも新町村区域の原案を作成して県に上申した。しかし、

出石郡など比較異同の大きいところでは更に郡役所に差し戻して再調査の上最終案をまとめて内務大臣に具申した。そして、一八八九年二月に内務省の許可を得て新町村の区域名称が決定し管内に布達される運びとなった。

我が町域においては、出石町・小坂村・室埴村・神美村の新町村が誕生することとなり、四月一日を期して発足した。その区域と町村名の由来を示せば次のとおりである。

【出石町】(谷山町・伊木町・材木町・内町・八木町・魚屋町・入佐町・東条町・本町・宵田町・鉄砲町・田結庄町・川原町・柳町・小人町・松ヶ枝町・馬場町・谷山分・寺町分・出石町分・弘原町分の一部、以上二町合併)

『兵庫県町村合併史』の記事によれば、「往昔、本地区に天下を治めた御神、大穴持命がこの郡にきて、数夜にわたり地上に光があることを発見し、そこを掘ったところ、白石が出てきたことから〈出石〉と名付けたといわれ、その後、出石城の城下町として発達し特産品陶器〈出石焼〉としてよく知られている。この名をとって〈出石町〉と命名した」とされている。古来の出石郡、出石郷、出石城下町の名をとって付けられたものである。

【室埴村】(寺坂村・上野村・日野辺村・奥山村・上村・中村・鍛冶屋村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・福住村・弘原町分の一部、以上一三村合併)。なおこのときまでの一八七四年(明治七)五月二二日には、上野村(桐野村・上野村)、中村(中村町分・中村)、福住村(下村・福住町分)の合併が行なわれていた。

この地区は、往古、「出石郷」・「室野郷」・「埴野郷」に分属していたが、村の中心部が室野郷・埴野郷の二郷で構成され一体をなしていたので両郷の頭文字をとって「室埴村」と名付けた。

【小坂村】（島村・福居村・伊豆村・片間村・三ッ木村・大谷村・丸谷村・中谷村・森井村・尾崎村・島居村・水上村・長砂村、以上二三村合併）。なおこのときまでの一八七四年五月二二日には、長砂村（長砂町分・長砂村）の合併が行なわれていた。

この地区は、往古、「出石郷」・「小坂郷」に分属していたが、この地区の田と坂が一連しているありさまを称美して「小坂」と称し、村制施行に当たって小坂郷の地区が中心をなしたのでこれをそのままとして「小坂村」と名付けた。

【神美村】（宮内村・坪井村・袴狭村・口小野村・奥小野村・田多地村・三宅村・森尾村・立石村・香住村・下鉢山村・上鉢山村・穴見市場村・奥野村・倉見村・安良村・長谷村、以上一七村合併）。

この地区は、往古、「出石郷」・「穴見郷」に分属し、荘園制発達後出石郷に属した小野・袴狭・田多地などは「小野庄」、宮内・坪井などは「神戸庄かんとべ」に分かれたが、この「神戸庄」の「神」と「穴見郷」の「美」をそれぞれとして「神美村」と命名した。

地方自治 一八八九年（明治二二）四月には、それぞれの町村において初代の町村会議員が選挙された。その発足の選挙権・被選挙権は、満二五歳以上の男子で、一戸を構え（戸主）、禁治産者でなく、二年以上町村の住民の居住資格を持ち、その町村内において地租を納め若しくは直接国税二円以上を納税する者に限って与えられた。更に選挙人を一級と二級に分け、高額納税者と低額納税者が議員の半数ずつを等級別に選挙するという等級選挙制が採用された。

出石町の議員定数は一八名で、初代町会議員は次のとおりである（◎印は士族出身者）。

山本豊左右・芦田帰一・本間果・福富源蔵・関口喜元・志水六三郎・中山慎吾・山本藤蔵・武田喜平次・田中義顕・守本正造・弓削究・砂治加三・長良三郎・間中藤雄・正林喜代太郎・長谷要蔵・福富達三。

芦田帰一と本間果は、既に兵庫県会議員を何度も経験していた人物で、本間は現に出石第五十五国立銀行の頭取を務め、田中義顕と弓削究は共に同銀行の取締役であった。また、間中藤雄は士族授産社(拡産社)の社長に就任しており、このように初代町会議員には出石の大物指導者が顔を並べていた。

第一回の出石町会は、五月一日の午後二時に弘道小学校で開かれた。議事録によりその次第をのべれば、仮議長に士族出身で年長者の関口喜元が推され、まず町長選挙の件では、芦田帰一議員より町長を有給となす建議が提出されたが、討議の結果これを否決し名誉職とすることが議決された。次に本間果議員より旧藩重役の岡部久洋に対して町村制第七条第一項の但し書に基づき、二年間の居住資格を特に免除し公民権を与える旨の建議を提出、これを可決したのち町長選挙を行ない、全員一致の一八票をもって初代町長に岡部久洋を選出した。助役選挙は翌日に廻すこととし午後五時に閉会した。

翌五月一二日午前八時三〇分に町会が引き続き開かれた。芦田帰一議員より助役を有給とする案が出されたが、討議の末無給の名誉職とすることに議決し、続いて助役の選挙が行なわれた。その結果投票総数一七票の内

九点 福富達三 六点 本間果  
一点 弓削究 一点 岡本嘉明

の得票となり、福富達三が過半数を得て初代助役に当選と決定し、午前九時に閉会した。歴史的な第一回出

## 第1節 地方自治制度の確立

石町会はこのようにして順調なスタートをみ、近代的な地方自治制度は軌道に乗った。

当時の風潮について『但馬会雑誌』第一号は次のような記事を載せている(一八八九年「明治二〇八月一日発行」)。

「市町村制并に憲法発布以来、当国(但馬)人民頓に政治思想を喚起し来り、去る五月町村制実施の時に際し各地吏員の選挙、区域の変更、等につき頗る囂々とし

て実に政治思想に乏しく、智識幼稚なる農民町人等が町長の何たるを解せず、名誉職の何物たるを知らず、唯囂々として蜂議するは随分面白く見苦しき有様なりしと雖も、今日に至りては先ずドウヤラカウヤラ各地町村役場の設置も整頓して、細民等に至る迄従来の戸長様よりか今度の村長様は遙に丁寧で親切なりと尊敬して、何となく吏民の間円滑なるが如し」

神美村の当初の村役場は、安良村善光寺の堂宇の草葺平屋の建物を間借りしていた。それは、安良村外一五か村戸長役場に使用されていたものを引き継いだものであったが、翌年の一八九〇年(明治二三)には善光寺境内に役場会議室を建築した。このほかの各町村においても、しだいに官庁施設の建設整頓が行なわれ、着々と整備されていった。

町村制発足当初の戸数・人口は正確には分からない。一九〇五年(明治三八)以後の戸数・人口の推移の概観を知るために表15を掲げておく。



写真52 『但馬会雑誌』第1号



第3章 明治後期の出石

出石郡役 出石郡は兵庫県の東北端に位置しているが、東・南・北の京都府境、西・南の養父郡境は全部山脈

で囲まれ、西北の城崎郡に接する方面が円山川下流の豊岡盆地に開けているのみである。そのため、郡内に鉄道の通過を見ないことから交通上最も不便な地と化し、兵庫県の中央部からも遠く隔るなど文化や施設に著しく後れをとることになった。

このような出石郡の中枢機関として郡内の万般にわたっての指導・監督を通じ、人心の開発、諸施設の促進向上に努めた郡役所の役割は、明治政府の末端官治行政の展開として、農村近代化のために大きな足跡を残したものである。

郡役所の管轄についてみると、まず最初は一八七九年（明治二二）一月に出石郡と気多郡を合併した出石気多郡役所が出石町大手前に置かれた。これは、前年に制定された郡区町村編制法に基づくもので、兵庫県に直属する行政機関として位置づけられた。官選の初代郡長には西山員直が任命され、郡内町村の連合会を開催するなかで土木・教育・勸業等の行政指導に当たることとなった。西山員直（一八三八年〔天保九〕～一九一三年〔大

表 15 戸数・人口の推移

年度	出石町		室埴村		小坂村		神美村	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1905 (明治38)	1084 (100)	4973 (100)	749 (100)	3984 (100)	431 (100)	2238 (100)	866 (100)	4352 (100)
1920 (大正9)	1166 (108)	4915 (99)	728 (97)	3490 (88)	426 (99)	2170 (97)	868 (100)	4345 (100)
1930 (昭和5)	1095 (101)	4879 (98)	674 (90)	3300 (83)	419 (97)	2195 (98)	833 (96)	4226 (97)
1940 (昭和15)	1084 (100)	4944 (99)	630 (84)	3200 (80)	589 (137)	2147 (96)	930 (107)	4793 (110)
1950 (昭和25)	1228 (113)	5398 (109)	691 (92)	3724 (93)	442 (103)	2530 (130)	827 (95)	4665 (107)

備考 ( ) 内は指数。

正二)は、仙石家臣で勘定奉行や弓鉄砲頭を勤めた一七〇石取りの西山平右衛門の子として入佐町に生まれながら、維新後は官界に入り内務省地理寮、司法省、豊岡県などに仕出したのち出石気多郡長となり、退官後は出石神社宮司を勤めた人物である。

しかし、当時出石郡においては気多郡とは人情・風俗・習慣のいずれもが異なるとして、出石郡単独の郡役所の分離独立を希望する空気が根強く存在していた。一八九〇・九一年(明治二三・二四)ごろになって、政府は郡制の改正について府県知事の意見を聞くこととなったが、兵庫県知事林董<sup>たけし</sup>は、出石・気多・城崎・美舎の四郡を合わせて一郡、朝来・養父の二郡を合わせて一郡、二方・七美の二郡を合わせて一郡とする意見であった。これを伝え聞いた出石郡民が林董の合併意見に反対の意向を示したため、出石町長岡部久洋と出石町議福富源藏は、出石郡長西山員直と神美村平尾源太夫の意見書を持って徳島市に赴き、当時徳島県知事であった桜井勉を動かし、内務省県治局長大森鍾一に働きかけた。その結果、遂に林知事の案は覆り、城崎・気多・美舎の三郡を合併して一郡、二方・七美を合わせて一郡とし、出石・養父・朝来の三郡についてはいずれも独立の一郡とすることに決定をみることとなった。

この案は、桜井勉案というべきもので但馬地方の地理・人情に沿ったものであったが、林知事を大いに怒らせて西山員直を絶対に出石郡長の職に就かせてはおかないとまで決心させ、彼が間もなく外務次官に栄転して去るに



写真53

『児山櫻井勉翁米壽賀集』(兵庫県史編纂室蔵)

際し、新兵庫県知事の周布公平に事務引き継ぎの条件として「西山出石郡長は事由あり在職せしむべからず」という一項を付けた。そのため、西山郡長は一八九一年（明治二四）八月一四日に休職を命ぜられたのち退官のやむなきに至った（『見山桜井勉翁米壽賀集』）。

兵庫県の郡役所管轄区域の変更については、このようにいろいろの問題が起こり、一八九二年から九三年にかけて出石郡役所独立の請願が続いた。最終的には一八九三年九月に出石気多郡役所が廃止され、気多郡は城崎美含郡役所に編入された。出石郡役所は独立することとなり、出石郡長に旧出石藩「卒至誠隊」の幹部出身である谷野孝が任命された。

歴代出石郡長の氏名とその在職期間は次のとおりであるが、一九二五年（大正一四）郡役所廃止に至るまで頻繁に交替した。

【歴代出石郡長】

代順	氏名	在職期間
一	西山 員直	(明治二二) 一八七九・一・一三～一八九一・八・一四
二	谷野 孝	一八九三・九・三〇～一八九六・一〇・一三
三	黒田 直	一八九六・一〇・一三～一八九七・九・一三
四	新井智三郎	一八九七・一〇・六～一八九九・九・二三
五	山田 豊吉	一八九九・九・二五～一九〇四・六・二
六	森田 久忠	一九〇四・六・二～一九〇六・二・一九
七	永木誠太郎	一九〇六・二・一九～(大正元) 一九一二・一〇・一五

第1節 地方自治制度の確立

- 八 森岡 二郎 一九二・一〇・一五〜一九一五・一・二五
- 九 伊達 四雄 一九一五・一・二五〜一九一七・二・二八
- 一〇 庄野 繁治 一九一七・二・二八〜一九一九・八・二一
- 一一 柴原 琢 一九一九・八・二一〜一九二三・一・三一
- 一二 松村 昇 一九二三・二・二三〜一九二四・九・九
- 一三 片岡 工 一九二四・九・九〜一九二四・一二・一七
- 一四 田中豊太郎 一九二四・一二・二三〜一九二六・七・一

「出石郡役所事績」によれば、出石郡内の各町村は紛議が比較的多く発生し町村行政事務は幼稚で、法令の改廃や新令の発布などは郡役所が指導しなければ知らないことがしばしばであった。役場吏員の執務振りもその日逃れで、町村会の運営、財務の処理、選挙人名簿の調製など郡役所の指導を得てはじめて過誤なく運用し得た状態であったといえる。農商務統計についてみれば、「凡そ町村の事務にして統計事務程不正確なるものなく、屢指導に努むるも尚ほ且つ殆ど机上の達観的統計にして杜撰極まりなく、各町村の均衡を失するは勿論、其の町村の統計にして真に信を置き得るものなき有様」と慨嘆させるありさまであった。「机上の達観的統計」とは実施の根

拠ある調査数字に基づかず役場の机の前に座ったままで大まかに見当をつけたいい加減な統計を指す造語であるが言い得て妙である。

郡には郡会が設けられた。当初の郡会議員の選出方法は、各町村会において選出する各町村一名の議員（郡会議員定数の三分の二）と、郡内



写真54 『兵庫縣郡役所事績録』

において町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一  
万円以上を有する大地主の互選による議員（定数の三  
分の二）によるとされ、人口が少ない町村は二か町  
村が連合して郡会議員を選出する場合も認められた。  
しかし、一八九九年（明治三二）には郡制が改正され、  
郡会議員の大地主互選選出制は廃止されて全部が町  
村選出議員となった。

出石郡内の町村長会は、毎月一回郡役所において  
開かれた。その他しばしば主任会が開催され、町村の重要事務はすべて郡役所の指示によって処理されてい  
った。この時期の地方行政は、内務大臣―府県知事―郡長という指揮系統が確立されており、郡長は地方の  
最高行政官として権力を振るった。

また、この郡役所時代において「郡民惣代」<sup>まうだ</sup>一名が置かれ、郡民を代表して官民の間の斡旋<sup>あつせん</sup>に当たった。  
一八八五年（明治一八）から一九〇四年（明治三七）までの期間は、平尾源太夫在親が出石郡民惣代に選ばれて  
就任しているが、一切の給与を受けていない。彼は、郡長の信頼が厚く、また郡民の信望も高かった。

歴代町村長  
初代出石町長は岡部久洋、小坂村長は中和岡右衛門、神美村長は平尾学治郎であった。室埴  
と町村役場  
村は定かでないが、『桐野村誌』によれば国村又右衛門となっている。歴代町村長の氏名と  
在職期間は次のとおりである。



写真55 出石郡役所（現在の出石町  
役場敷地内）

第1節 地方自治制度の確立

【歴代出石町長】

代順 氏 名

在職期間

- 一 岡部久洋 (明治三) 一八八九・四・一七～一八九一・四・一
- 二 本間果 一八九一・四・一六～一八九二・六・二三
- 三 福富源藏 一八九二・六・二三～一九〇〇・三・三一
- 四 松井旗二 一九〇〇・一二・一三～一九〇八・二〇・七
- 五 福富源藏 一九〇八・一〇・一四～(大正九)一九二〇・二〇・二三
- 六 宮崎久太郎 一九二〇・一〇・一四～一九三二・二〇・一五
- 七 小出雅雄 一九三二・一一・一六～一九三六・一一・一四
- 八 森本駿 (昭和二) 一九二七・三・二～一九三一・三・一
- 九 池田吉太郎 一九三一・三・二四～一九三六・二・六
- 一〇 金沢鋭二 一九三六・四・一一～一九四六・一一・一八
- 一一 正木定 一九四七・四・八～一九五〇・一・二四
- 一二 加藤由藏 一九五〇・三・五～一九五七・八・三一

【歴代室埴村長】

代順 氏 名

在職期間

- 一 国村又右衛門 (明治二) 一八八九～一八九二
- 二 今田禎次郎 一八九三～一八九七(推定)



写真56 初代出石町長  
岡部久洋 (西宮市 岡部公  
一氏提供)

【歴代小坂村長】

代順	氏名	在職期間
一	中和岡右衛門	(明治三二) 一八八九・五・一四～一八九三・五・三〇
二	宮谷信次郎	一八九三・五・三一～一九〇〇・二・二八
三	平尾庫一	一九〇〇・四・五～一九〇一・一〇・二五
四	横山吉郎右衛門	一八九九・九・二四～一九〇七・九・一六
五	国村信義	一九〇七・九・二三～一九一・八・二三
六	千野貞藏	一九一・一〇・四～一九一五・二・二八 <small>(大正四)</small>
七	国村信義	一九一五・五・二一～一九一九・四・一五
八	関 太平	一九一九・五・六～一九二四・一一・一〇
九	加藤 武藏	一九二四・一二・二六～一九二八・一二・二 <small>(昭和三)</small>
一〇	福富太郎左衛門	一九二八・一二・三〇～一九三五・九・一四
一一	国村 信敏	一九三五・九・一九～一九三九・九・一八
一二	斎藤 正規	一九三九・九・二二～一九四六・一一・一八
一三	関 太 一	一九四七・四・八～一九五七・八・三一

注 二代村長今田禎次郎については、一八九四年明治二七の村会議事録に見えるが、在職期間は定かでない。ただ『桐野村誌』には一八九七年(明治三〇)の始めに退職とある。



写真57 初代室埴村長  
国村又右衛門 (尼崎市 国  
村信隆氏提供)

第1節 地方自治制度の確立

- 四 中和岡右衛門 一九〇一・一一・二五～一九〇四・四・二七
- 五 松田房太郎 一九〇四・五・一四～一九〇七・一・一九
- 六 田淵惣右衛門 一九〇七・一・二九～一九一一・一・二八
- 七 太田四郎太夫 一九一一・二・六～一九一三・三・六  
(大正三)
- 八 河本伊八郎 一九一三・四・四～一九一八・六・二
- 九 太田四郎太夫 一九一八・六～一九二六・六・二九
- 一〇 船越信次郎 一九二六・七・一～一九二八・二・二六  
(昭和三)
- 一一 中和岡右衛門 一九二八・八・二五～一九三二・七・一八
- 一二 岩城俊雄 一九三三・八・一二～一九四〇・三・七
- 一三 太田彦兵衛 一九四〇・三・八～一九四六・一・三〇
- 一四 中山克巳 一九四七・四・五～一九五一・四・二
- 一五 太田四郎 一九五一・四・二三～一九五六・三・一四
- 一六 狩野武夫 一九五六・四・三～一九五七・八・三一

【歴代神美村長】

代順 氏 名

在職期間

- 一 平尾学治郎 (明治三三) 一八八九・五～一八九〇・七
- 二 西村助太夫 一八九〇・七～一八九二・四
- 三 平尾源太夫 一八九二・四～一九〇四・二



写真58 初代小坂村長  
中和岡右衛門 (中和岡右衛門氏提供)



- 四 田部 文治 一九〇四・五(大正二)、一九一三・五
- 五 平尾学治郎 一九一三・五、一九一七・六
- 六 平尾令太郎 一九一七・七、一九二四・一、三〇
- 七 井上金右衛門 一九二四・一二、二二(昭和三)、一九二八・一二、二〇
- 八 西村 政夫 一九二九・一、五、一九三八・六、二一
- 九 平尾達治郎 一九三八・六、二二、一九四六・五、四
- 一〇 松岡 勘七 一九四六・五、六、一九四七・二、二五
- 一一 水嶋勝之助 一九四七・四、八、一九四八・一二、一三
- 一二 山崎 泰輔 一九四九・一、二五、一九五三・一、二四
- 一三 平尾源太夫 一九五三・一、二五、一九五七・八、三一

出石町役場 所在地 出石郡出石町内町

室埴村役場 〃 室埴村鍛冶屋

小坂村役場 〃 小坂村嶋

神美村役場 〃 神美村安良

一八八九年(明治二二)に安良村善光寺に置かれた神美村役場は、一八九六年(明治二九)八月末みぞう曾有的の山崩れにより倒潰たうちかしたため、安良村一番屋敷田中又右衛門所有家屋を借り入れ役場として使用したが、一九〇八年(明治四二)に旧善光寺跡に城崎郡中竹野村講小学校の校舎を買い入れ移築した。この役場の建物はたびたび増築改造を重ねながら出石町と合併するまで引き続いて使用された。



写真59 初代神美村長 平尾学治郎

## 第二節 立憲政治の進展

### 立憲政治の

#### スタート

大日本帝国憲法は、立憲君主制を基本原理として統治権を総攬する天皇のもとにこれを輔弼する国家機関を置き、その中の立法府に衆議院と貴族院の二院制度の帝国議會を創設した。この天皇制下の新しい立憲政治のための国会議員の選挙制度は、衆議院議員選挙法と貴族院令で定められることとなったが、民主主義制度としてはまだ甚だ後れた原則を採用していたといふことができる。

衆議院議員の選挙人資格（選挙権）については、①帝国臣民たる年齢満二五歳以上の男子②一年以上当該府県内に本籍を定め居住したること③一年以上（所得税は三年以上）当該府県内で直接国税一五円以上を納めることとされた。また、被選挙人資格（被選挙権）については、①帝国臣民たる年齢満三〇歳以上の男子②一年以上（所得税は三年以上）当該府県内で直接国税一五円以上を納めることといたう厳重な制限が要求された。そのため、当時我が国の全人口三九九〇万余りに対し有権者はわずかにその一パーセント余りの四五万程度にすぎず、約九九パーセント近くの一般国民大衆の参政権は奪われたままであった。

そして、同じく一五円以上の直接国税納税資格でも地租と所得税との間に差別が設けられ、地租は一年以上でよいが所得税ならば満三年以上納めることを要するとされたために、これは明らかに地主階級には有利

であるが、商工業者にとっては不利であった。そのほかにも、現役軍人には選挙権、被選挙権共に与えられていなかった。したがってこの新しい立憲政治のものと国政参加に当たっては、出石城下町の町人層や旧出石藩士族たちにとって有利な特別的条件はなら保障されなかったといえよう。

選挙区については、小選挙区制の採用により一選挙区定員一名を原則とし、人口約一三万人に議員一名の割合で数郡区を集合して一選挙区をつくった。もしもこれが不可能な場合は、更に数郡区を集合してその二倍に該当する人口の一区定員二名とする選挙区の例外を認めた。その結果、但馬地方八郡の区域は全域をもつて一選挙区となす例外が認められ、兵庫県第九区、定員二名と定められた。

この一選挙区定員二名の場合の投票方法は、単記ではなく二名連記によるものとされた。投票用紙の記入方法には公開投票制度が採用された。すなわち、無記名の秘密投票は認められず、選挙人の住所・氏名を記載し捺印<sup>ちんいん</sup>することが義務づけられた。また、文盲者に対しては代筆による投票が認められた。その結果は候補者が投票内容にらみをきかせることができ、おおびらな票集めを横行させる余地が大きく存在した。単記無記名投票が採用されるのは、一九〇〇年（明治三三）の第七回総選挙以降のことである。

一八八九年（明治二二）八月発行の『但馬会雑誌』第一号には次のような記事が見える。

「明年の帝国議会開設の事は、老若男女の別なく切望して羣々<sup>ぐんぐん</sup>群評せり。当国（但馬国）は大同派と改進黨の二党あるが、先づ今日の処<sup>ところ</sup>にては改進黨の賛成者多数なるを以て勢力を占め居れり。各郡人民が憲法注釈等を購<sup>あがな</sup>ひ来て研究会を開き、会読するに至りたるは復た<sup>また</sup>以て近來政治思想の發達と云ふて可ならんか」  
このように一般国民の間に立憲政治の思想がしだいに広まっていったが、出石は豊岡と並んで但馬の中心



写真60 佐藤文兵衛

的位置を占めていた。

第一次衆議院議員総選挙は、一八九〇年（明治二三）七月一日に実施された。国民の関心は極めて高く、全国投票率は九三・七三パーセントと最高の好成績を示した。以来この投票率は破られていない。兵庫第九区（但馬八郡）では、定員二名の代議士の議席をめざして激烈な選挙戦が展開されたが、その結果は次のとおりである。

当選	佐藤文兵衛	九六三票（議員集会所）
当選	青木匡	八四七票（議員集会所）
次点	岡 精逸	六九六票（自由党）
	青田朝太郎	四三六票（自由党）
その他		四六票

（ ）内は所属党派

佐藤文兵衛（一八四五年〔弘化二〕～一九二一年〔大正一〇〕）は出石に生まれ、幼時に養父郡糸井村市場（現和田山町）佐藤家の養子となり、小森正蔵に儒学を学び、区長・戸長を経て養父郡選出兵庫県会議員に第一回（二八七九年〔明治一二〕）以後四回当選したのち代議士に出馬したもので、第一回総選挙から第三回まで三期連続の当選を果たした。彼は、はじめ議員集会所に所属していたがのちに立憲改進黨へ移った。しかし、第四回総選挙で落選して政界を引退することとなる。

青木匡（一八五六年〔安政三〕没年不詳）は出石で生まれ、私学校の教鞭きょうべんをとったのも東京に出て新聞記者となり、「信濃毎日新聞」

主筆、東京府会議員を経て無所属で郷里から第一回総選挙に出馬した。当選後は議員集会所に所属し、以後改進黨へ移り第二・第四回総選挙に出馬したがいずれも落選して政界を去っている。

第一回総選挙で佐藤と青木を向こうに回して戦い、落選したの

は但馬における自由党の指導者、岡精逸と青田朝太郎であった。兎塚村出身の岡精逸（一八五二年〔嘉永五〕）は一九〇八年〔明治四一〕は七美郡選出兵庫県会議員を経て第二回総選挙に再度立候補して雪辱を果たし、引き続き第四回まで連続三期にわたり当選した。一方、城崎出身で自由党の総帥である青田朝太郎は、城崎郡選出兵庫県会議員として五期在任しながら、総選挙には第一・第二・第三・第五・第六回と五度立候補したが、五度とも落選した。

このように我が国の立憲政治のスタートに当たり、但馬地方の政情は改進黨系と自由党系に分かれて激しい対立抗争を繰り広げた。そして、第一回の輝やかしい但馬代表代議士二名の座はいずれも出石の出身者が占め、自由党を押さえて改進黨系が勝利を取めたのである。

民主政治の保守的抑制機関として衆議院と並んで設けられた貴族院は、皇族・華族・勅選・多額納税者などの等級議員で構成されていた。一八九〇年〔明治二三〕九月二九日にはじめて任命された勅選貴族院議員の中に、当時東京帝国大学総長で既に従三位勲二等を授けられていた文学博士加藤弘之（一八三六年〔天保七〕）



写真 61 青木 匡  
（憲政記念館提供）

第2節 立憲政治の進展

一九二六年〔大正五〕がいた。また、仙石政固子爵（二八四三年〔天保一四〕～一九一七年〔大正六〕）もこの年七月から華族議員に任命されていた。

第一回帝国議會は一月二十五日に召集され、二九日には開院式が挙行されたが、但馬を代表するこれらの出石出身政治家は郷党の期待を背に晴れやかに登院したのであった。

**出石出身代議士** 立憲政治のもとで但馬地方の政界にあっては、明治・大正・昭和にかけて出石がほとんどの顔を占め、常にその主流の座を占め、政治の中心舞台となった。それは、第一回総選挙以後の選挙結果と代議士の出身地を眺めてみれば一目瞭然である。ここで三〇回にわたる但馬関係総選挙と代議士の一覽表を載せておこう（表16参照）。

表16 但馬関係総選挙並びに代議士一覽（※は出石出身者）

回数 (年次)	選挙 期日	選挙 区	順当 落位	氏 名	出身 地	得 票 数	所 属 党 派
一 (明治二三)	一八九〇・七・一	九区 二名	〇 〇 × ×	※佐藤文兵衛 青木匡 岡精逸 青田朝太郎 その他	糸井 出石 兎塚 湯島	九六三 八四七 六九六 四三六 四六	議員集会所 自由党 自由党
二 (明治二五)	一八九二・二・一五	九区 二名	〇 〇 × ×	岡精逸 ※佐藤文兵衛 青木匡 原六郎	兎塚 糸井 出石 佐中	六三五 四九三 四八九 三六二	弥生倶楽部 議員集会所 改進黨 無所属

第3章 明治後期の出石

一八九八・八・一〇 六(明治三一)	一八九八・三・一五 五(明治三一)	一八九四・九・一 四(明治二七)	一八九四・三・一 三(明治二七)	
二九名区	二九名区	二九名区	二九名区	
〇〇	×××〇〇	×××〇〇	××〇〇	×××
富田仙助 西村淳蔵	富田仙助 浅田貞次郎 西村淳蔵 青田朝太郎 ※桜井勉 その他	岡精逸 ※桜井勉 ※青木匡 ※佐藤文兵衛 ※平尾源太夫 その他	※佐藤文兵衛 岡精逸 ※桜井勉 青田朝太郎 その他	※桜井勉 青田朝太郎 佐川義右衛門 その他
豊岡	豊岡 生野 八鹿 城崎 出石	兎塚 出石 出石 糸井 神美	糸井 兎塚 出石 城崎	出石 城崎 豊岡
一〇四六 一四七七	八一三 七九七 七八九 四七八 一一七 三五	一〇〇〇 九四六 八〇一 五五 五五 九二	八一五 七二六 六五六 四九七 一三八	三三四 三一〇 二九〇 一一
憲政本党	進歩倶楽部 山下自由党 立憲自由党 立憲自由党 立憲自由党	立憲自由党 立憲改進黨 立憲改進黨 立憲改進黨 立憲改進黨	立憲改進黨 立憲自由党 立憲自由党 立憲自由党 立憲自由党	自由党 自由党 自由党 自由党 無所属

第2節 立憲政治の進展

一九二〇・五・一〇	一九一七・四・二〇	一九一五・三・二五	一九一五・三・二五	一九一五・三・二五	一九〇八・五・一五	一九〇四・三・一	一九〇三・三・一	一九〇二・八・一〇	一九〇二・八・一〇
一二区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区	郡部区
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
※藤隆夫	※森本駿	※森本駿	※森本駿	※藤隆夫	※藤隆夫	※藤隆夫	※藤隆夫	※藤隆夫	※藤隆夫
室埴	室埴	室埴	室埴	室埴	室埴	室埴	室埴	室埴	室埴
二七四一	二二二三	二二一七	二二一七	三三〇二	三三〇二	三三〇二	三三〇二	一五七〇	一五七〇
憲政会	立憲政友会	立憲政友会	立憲同志会	立憲国民党	立憲国民党	立憲国民党	立憲国民党	立憲政友会	立憲政友会



第3章 明治後期の出石

一九三六・二・二〇	一九(昭和一一)	一九三三・二・二〇	一八(昭和七)	一九三〇・二・二〇	一七(昭和五)	一九二八・二・二〇	一六(昭和三)	一九二四・五・一〇	一五(大正一三)	
三名	五区	三名	五区	三名	五区	三名	五区	一名	二区	一名
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	×〇	××〇	〇
植村嘉三郎	※齋藤隆夫 若宮貞夫	田畑七右衛門 ※齋藤隆夫	若宮貞夫	若宮貞夫	田畑昌夫	若宮貞夫	田畑昌夫	※森本駿 その他	その他	鎌田三郎兵衛 その他
多紀郡	豊岡	氷上郡	氷上郡	豊岡	氷上郡	豊岡	氷上郡	出石	不詳	口大屋
一一〇二三	二二三三六	一一三二五	一一八二九	一七〇〇四	一七二七五	一四一二七	二二二二二	二二二二二	五七一	四一六八 九一
立憲民政党	立憲民政友会	立憲民政友会	立憲民政友会	立憲政友会	立憲民政友会	立憲政友会	立憲民政友会	憲政本党	政友本党	無所属

第2節 立憲政治の進展

二四(昭和二四) 一九四九・一・二三	三五区 三名	×○○○	※齋藤隆夫 有田喜一 佐々木盛雄 小島徹三	氷上郡 室埴 氷上郡	四六九四六 四五一六〇 三三〇九六 二九八九二	民主自由党 民主自由党 民主自由党 民主自由党
二三(昭和二三) 一九四七・四・二五	三五区 三名	×○○○	※齋藤隆夫 小島徹三 佐々木盛雄 山名義鶴	氷上郡 八鹿 村岡	二七一九四 三七六三八 二六一二二	日本自由党 日本自由党 日本社会党
二二(昭和二二) 一九四六・四・一〇	二七区 七名	二一位	※齋藤隆夫 小島徹三	室埴 八鹿	一二二〇四九 四八四〇六	日本進歩党 日本自由党
二一(昭和一七) 一九四二・四・三〇	三五区 三名	×××○○○	※齋藤隆夫 佐々井一晁 木崎為之 若宮貞夫 山川頼三郎 植村嘉三郎	室埴 氷上郡 奥佐津 豊岡 多紀郡 多紀郡 多紀郡	一九七五三 一二二六八 一二〇六六 一一二九〇 九六八七 一九二六	無所属 大日本党 翼賛政治体制 協賛政治体制 無所属 翼賛政治体制 協賛政治体制 無所属
二〇(昭和一一) 一九三七・四・三〇	三五区 三名	×○○○	※齋藤隆夫 若宮貞夫 山川頼三郎 植村嘉三郎	室埴 豊岡 多紀郡 多紀郡	二三〇六九 一七〇八二 一三七九七 一〇九九三	立憲民政党 立憲政友会 立憲政友会 立憲民政党
		×	畑七右衛門	氷上郡	九一四七	昭和会

第3章 明治後期の出石

三〇(昭和三八) 一九六三・一一・二二	二九(昭和三五) 一九六〇・一一・二〇	二八(昭和三三) 一九五八・五・二二	二七(昭和三〇) 一九五五・二・二七	二六(昭和二八) 一九五三・四・一九	二五(昭和二七) 一九五二・一〇・一
三五 名区	三五 名区	三五 名区	三五 名区	三五 名区	三五 名区
〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇
有田喜一 佐々木良作	有田喜一 小島徹三 佐々木盛雄 佐々木盛雄	有田喜一 佐々木盛雄 小島徹三 佐々木良作	有田喜一 小島徹三 佐々木盛雄 佐々木良作	甲斐中文次郎 小島徹三 有田喜一 佐々木盛雄	有田喜一 小島徹三 甲斐中文次郎 佐々木盛雄
氷上郡 八鹿	氷上郡 八鹿 八鹿 氷上郡	氷上郡 氷上郡 八鹿 八鹿	氷上郡 氷上郡 八鹿 氷上郡	豊岡 氷上郡 氷上郡	氷上郡 豊岡 八鹿 氷上郡
四八四六二 四六〇六九	六〇〇三四 四八二八二 四一五三二 三九四四五	五四四七一 五二五八三 四八一五八 四七八〇三	四八五三二 四二一六一 四〇八二三 三六六六九	四六六六〇 三九九七五 三八一〇九 二七八〇九	四二六九一 四〇〇七二 三八〇五六 三四二八七
自由民主党	自由民主党 自由民主党 自由民主党 自由民主党	自由民主党 無所属 自由民主党	自由民主党 自由民主党 自由民主党 自由民主党	自由党(吉田派) 改進黨 改進黨	自由黨 自由黨 改進黨 改進黨

	○	小島徹三	八鹿	四〇〇五四	自由民主党
×		佐々木盛雄	氷上郡	三三二二三	自由民主党

備考 1. 第三回以後は次点まで以下省略。

2. 右一覽表の代議士のほかにも豊岡出身の古島一雄・紫安新九郎らが東京や大阪などで政界に出馬して活躍した。

**激烈な政争の実態** ここで改めて但馬地方の政争が出石を舞台としてどのように展開したかを振り返ってみよう。その実態は激烈を極め、代議士は当選と落選をめまぐるしく繰り返した。政党の系列化と離合集散、更に公認争いと派閥抗争を加えたまさに骨肉相食<sup>は</sup>むの如き<sup>ごと</sup>状況を呈するなかで、多額の選挙資金が運動費として動いた。この傾向は、明治・大正期を通じて伝統的風潮となり、言論戦と青年組織を武器に斎藤隆夫が登場して新局面を開いた後も、但馬地方の政治的風土に深い影響を及ぼすこととなった。

第一回総選挙で自由党から出馬して落選した岡精逸は、第二回目に弥生倶楽部<sup>くらぶ</sup>で当選を果たすが、青木匠は、第二回目には改進黨から出て落選する。第二回総選挙は、松方正義内閣のもとで猛烈な選挙干渉が全国的に行なわれたにもかかわらず、民党の勝利に終わった選挙として有名であるが、兵庫県第九区(但馬八郡)の競争も激烈で、「自由・改進黨・実業家等の候補者、非常に競争、運動なし、佐藤文兵衛・青木匠両氏は各一千元づつ、岡・青田の両氏は一千五百円宛<sup>を</sup>、桜井・原両氏各二千元づつ、佐川氏の如きは二千五百円を費したり」という(『田尻東一郎日記』)。旧出石藩士族からは青木匠と桜井勉(一八四三年「天保一四」)一九三二年(昭和六)が出馬し双方落選、また桜井勉は青田朝太郎と共に自由党に所属して戦うが共倒れ、実業家の原六郎と佐川義右衛門が無所属で出馬していずれも落選するというありさまであった。

第三回総選挙では、出石から桜井勉が立憲自由党で再び出馬したが、立憲自由党は公認がしぼりきれず、岡精逸・青田朝太郎の計三名が公認されて乱立したため、岡のみ当選し桜井と青田はまたも落選した。『田尻東一郎日記』は、「改進黨よりは佐藤文兵衛氏、自由派よりは岡精逸氏・青田朝太郎氏候補者たり。然るに自由党よりの指令として、俄に桜井勉氏自由党に入、自ら候補者として競争す」と記し、更に右四者のほかに、「原六郎・富田仙助・田中浅太郎等二三十票ありたるなり」とも述べている。二名の定員をめぐる有力候補者の乱立を窺い知ることができが、非常な激戦の展開から多額の金が動いた。

解散により前回の選挙からわずか六か月後に実施された第四回総選挙は、日清戦争の宣戦布告という国難を迎えた選挙であったが、桜井勉は三度立憲自由党から立候補した。そして、出石の立憲改進黨の青木匡と激戦の末、ようやく青木を押さえて同じ立憲自由党の岡精逸と共に二議席を独占し辛うじて面目を保った。このときの選挙には、旧出石藩士族の桜井・青木と並んで神美村森尾の大地主平尾源太夫（在親）が立憲改進黨から出馬し落選した。

第五回総選挙では、はじめて豊岡から富田仙助（進歩党）、生野から浅田貞次郎（山下倶楽部）が当選するが、立憲自由党の西村淳蔵（八咫）・青田朝太郎（城崎）・桜井勉（出石）の三候補はまたも乱立のため共倒れとなり、桜井勉はその後代議士に出ることを断念する。そして、解散の結果その五か月後に行なわれた第六回総選挙では、八鹿の西村淳蔵（憲政党）と豊岡の富田仙助（憲政本党）が当選し、憲政党から出馬した岡精逸と青田朝太郎は今回も乱立のため落選した。

第七回総選挙のときに選挙制度の大改革があり、神戸市と姫路市を除く郡部が定員一名の大選挙区とな



写真 62 森本 駿  
(中井弘氏提供)

って兵庫郡部区がつくられた。このとき但馬から桜井駿(森本駿・西村淳蔵・富田仙助の三名が立候補したが、現職議員である憲政本党所属の西村と富田は落選し、新人で立憲政友会から新たに公認を得た桜井駿(一八五八年〔安政五〕〜一九四四年〔昭和一九〕)が第八位の得票順位で当選した。選挙当時の桜井の運動に関連した選挙違反事件の判決原本(一九〇二年〔明治三五〕八月二五日付)が

神戸地方検察庁豊岡支部に保存されている。それによると、西村淳蔵が憲政党Ⅱ政友会から反対党の憲政本党にくら替えしたため、そのあとがまをねらって桜井勉が養子の桜井駿を強力に押しつけて公認を獲得したが、この選挙応援のために藤本俊郎(後の日高町長、県議)以下旧気多郡の村長クラスで有力な名望家運動員十数名が日置の成瀬医師別荘において開いた会合の席で、一人前五〇銭の料理と酒肴(さけやう)の仕出しが出され、これが饗(まじ)応事犯に該当するとして大きく摘発されたのであった。

明治・大正・昭和を通じ、帝国憲法下の総選挙は計二一回行なわれた。その当選者の出身を調べてみると、出石出身者は、第五・第六・第一四回の三回を除き、残る一八回にはずらりと顔を並べている。すなわち、青木匡・佐藤文兵衛・桜井勉に続き、桜井駿にあっては第七回より第一〇回まで自由党Ⅰ政友会系で連続四期当選し、更にそのあとの齋藤隆夫に至っては第一一回以後第一四回を除き日本国憲法施行下の第二四回まで憲政会Ⅰ民政党系で連続一三回の当選を果たしたのである。

桜井勉と森本駿が共に旧出石藩士族の出身であるのに対して、齋藤隆夫は室埴村中村の百姓(齋藤八右衛門

の次男で六人兄弟の末子)の出身であった。森本駿は一八五八年(安政五)、齋藤隆夫は一八七〇年(明治三)生まれで森本が一二歳年長に当たたり、いずれも青年時代に東京へ出て勉学を志し共に郷党の先輩桜井勉を頼って書生として住み込み指導を受けた間柄であった。第一二回総選挙に際しては、二人はライバルとして並んで出馬し、反対党の立憲政友会と立憲同志会(旧立憲国民党)に分かれて激しく相争った。この最初の対決で、先輩森本は後述する日糖事件連座の有罪判決の影響もあってか後輩齋藤に一敗地にまみれた。齋藤は、明治時代の幕が閉じる時期に新風を巻き起こして登場したアメリカ遊学帰りの論客弁護士(早稲田出身)であった。但馬青年党を組織化した政治基盤は、士族ではなく自由民権の流れをくむ地主・商工業者・農民層や進歩的青年学生層が主体となっていた。齋藤と森本の対立は更に続き、第一三回の大選挙区制総選挙でも森本は立憲政友会から出馬して敗れたが、齋藤は勝ち残った。第一五回総選挙での齋藤・森本の三度目の対決も齋藤の勝利に終わり、その後森本は出石町長を一期勤めたのも東京で晩年を送ることとなった。

第一一回総選挙に初出馬した時の選挙運動の実態について、齋藤は次のように記している。「当時は今日のごとく普通選挙ではなく、直接国税七円以上の納税者のみが選挙人であったから、選挙人の数は少ない。したがって演説会と有志訪問に忙殺させられた。自動車はなく、人力車に乗って約二か月半の間、但馬五郡は言うに及ばず、但馬外の播州、丹波方面に跨<sup>またが</sup>って昼夜奔走、有志を訪問し、演説をなし、あらゆる選挙運動に駆け回った。但馬の同志は正直にかつ熱心に応援してくれたから、但馬五郡の得票は予想外に多かったが、一步但馬を踏み出すとなかなか人が悪い。前代議士・県会議員・その他土地の有力者とみらるる誰々に相当の運動費を渡して投票を約しておいても、選挙が済んで蓋<sup>ふた</sup>を開けて見ると、予想の十分の一にも足らな

かった。この時から選挙界の有様は、これまで考えていたこととは大分違うことに気がついた」(『回顧七十年』)。

有権者の ところで立憲政治のもとにおける有権者数の推移について

推移 検討してみよう。その発足の初期においては、女子は全

く参政権を認められず、男子であっても衆議院議員選挙の有権者は但馬において人口の一パーセントにも及ばなかったし、県会議員選挙の有権者は人口の約五パーセント、村会議員を選挙する資格のある者でもわずか人口の一三パーセントに過ぎなかった。

有権者数は、有権者資格の改正(四回)と共に大きく変わり、飛躍的に増大する。その推移は表17のとおりである。

一八九八年(明治三一)二月現在の但馬全域の衆議院議員の有権者名簿が残っている。この名簿に基づいて但馬全域の各町村別有権者数を調べてみると表18のとおりである。

この時期の有権者資格は、年齢二五歳以上の男子で直接国税一五円以上の納税者であるが、豊岡・城崎・生野・出石などの商業地域の有権者数が非常に少ないことが目につく。このことは、当時の選挙人が農村部の地主層を中心基盤としていたことが窺われる。そして、政治

表 17 有権者数の推移

総選挙回数(年次) 選挙期日	有権者資格	全但人口	指数	全但有権者数	指数	人口比	有石郡有権者数
第1回総選挙(1890) 明治23.7.1	直接国税 15円以上	212,732	100	1,579	100	0.7%	(不明)
第13回総選挙(1917) 大正6.4.20	10円以上	246,283	116	5,398	342	2.2	830
第14回総選挙(1920) 大正9.5.10	3円以上	233,649	110	11,021	698	4.7	(不明)
第16回総選挙(1928) 昭和3.2.20	普通選挙	248,644	117	53,490	3,388	21.5	5,845
第23回総選挙(1947) 昭和22.4.25	男女平等 普通選挙	265,318	125	152,281	9,644	57.4	15,814



第3章 明治後期の出石

備考 「兵庫縣第9区衆議院議員選舉人名簿」(岡藤政子氏蔵)により作成。

計	城崎郡	養父郡	朝来郡	美方郡	出石郡	但馬計
六〇〇	四五 奥佐津 香住 長井 中筋 国府 八代 日高 四方 西気 清滝 三椒	二六 大蔵 糸井 二二 養父市場 三二 廣谷 建屋 口大屋 大屋 西谷 南谷 関宮 高柳 八鹿 宿南 伊佐	三三 枚田 東河 梁瀬 粟鹿 与布土 竹田 中川 山口 生野	三三 村岡 浜塚 兎塚 熊次 小代 射添 温泉 照来 八庭 大庭 西浜	二二 出石 神美 小坂 室埴 合橋 高橋 資母 四九	一六八七
三二二	二八 奥佐津 香住 長井 中筋 国府 八代 日高 四方 西気 清滝 三椒	二六 大蔵 糸井 二二 養父市場 三二 廣谷 建屋 口大屋 大屋 西谷 南谷 関宮 高柳 八鹿 宿南 伊佐	三三 枚田 東河 梁瀬 粟鹿 与布土 竹田 中川 山口 生野	三三 村岡 浜塚 兎塚 熊次 小代 射添 温泉 照来 八庭 大庭 西浜	二二 出石 神美 小坂 室埴 合橋 高橋 資母 四九	二六六
二七〇	二八 奥佐津 香住 長井 中筋 国府 八代 日高 四方 西気 清滝 三椒	二六 大蔵 糸井 二二 養父市場 三二 廣谷 建屋 口大屋 大屋 西谷 南谷 関宮 高柳 八鹿 宿南 伊佐	三三 枚田 東河 梁瀬 粟鹿 与布土 竹田 中川 山口 生野	三三 村岡 浜塚 兎塚 熊次 小代 射添 温泉 照来 八庭 大庭 西浜	二二 出石 神美 小坂 室埴 合橋 高橋 資母 四九	二二九

表 18 衆議院議員選舉有権者数 (二八九八年〔明治三二〕二月現在)

権力の中心地であった出石の政治的地盤の沈下の激しさがひしひしと感ぜられる。なお、現出石町域(現豊岡市分を一部含む)の有権者を抽出してみると表19のようになる。

第2節 立憲政治の進展

表 19 衆議院議員選挙有権者名簿（一八九八年〔明治三一〕二月現在）  
出石町（二三人）

田結庄	石田新平	岡本幸助	宮崎久太郎	志水与三
谷山	池口忠恕	松本久兵衛		
柳	砂治加三	中山小七		
東条	弘原海弥藏	山本直七		
八木	三木惣兵衛	武田喜平治	中山小助	
川原	森川龜次	清水清八郎	由利長七	
宵田	熊原治郎平	福富達三		
松枝	山本豊左右			
魚屋	浅田利七	大橋又十郎	松本藤藏	
小人	関口尚			

室埴村（三四人）

桐野	井谷安右衛門	井谷元藏	福富太郎左衛門	井谷助右衛門
福住	西山庄左衛門	植村磯右衛門	植村八郎	
細見	西村太左衛門	千野六兵衛	千野類太郎	
荒木	加藤梁三郎	服部簡	加藤武藏	加藤健吉
上野	川見礼三郎	高岡磐水		
中村	川見与三左衛門	川見与一右衛門	高橋重藏	
中野	川見善治郎			
日野辺	国村又右衛門	国村郡治	川崎彦三郎	国村信義
寺坂	岸本利兵衛	国村信次郎	武縄富太郎	
	中嶋利右衛門	中嶋庄三郎	中嶋忠右衛門	関太兵衛

第3章 明治後期の出石

神美村 (現出石町分) (三三人)		小坂村 (三四人)										
坪井	宮内	伊豆	福居	島居	長砂	水上	鳥居	丸谷	大谷	三木	上村	坂本喜藏
田辺忠右衛門	中山三郎右衛門	篠原健三郎	河本善吉	箱山由平	田中源三郎	篠原宗吉	松田房太郎	太田四郎太夫	中村利右衛門	片岡国造	稻垣石藏	国谷幾藏
田野藤左衛門	天野藤左衛門	田口小左衛門	柴垣勇治郎	大森澁三郎	中山幸七	田口惣右衛門	舟越忠兵衛	秋庭松四郎	中尾吉郎右衛門	桜井勉	立脇規一	国谷徳左衛門
草川克忠	柳沢忠造	田口作太郎	大森太右衛門	山内松治	加芝才治郎	田測松藏	河本伊八郎	平野貞一郎	瀬田伊三郎	桜井喜一郎	平野貞一郎	
山崎丈右衛門	藤原柳三郎	田測松藏	中垣五郎右衛門	河本伊八郎	加芝才治郎	田測松藏	河本伊八郎	平野貞一郎	瀬田伊三郎	平野貞一郎	平野貞一郎	
	高嶋藤五郎											

安良	中西弥右衛門				
奥小野	加藤佐太郎	田辺藤治郎	田辺浅右衛門	田辺文治	
口小野	瀬藤兵右衛門	岡崎辰三郎	岡崎彦左衛門	岡崎正規	
	西村助太夫	岡崎辰三郎	岡崎彦左衛門	岡崎正規	
	瀬藤助太郎	田辺忠造	清水亀助	瀬藤善太夫	
	松本伊右衛門	福本由五郎	宮下勝太郎		

神美村(現豊岡市分)(三〇人)

倉見	石田孫左衛門	西村助藏	西村幸左衛門	西川七右衛門
長谷	西川惣左衛門	斎藤新右衛門	斎藤太兵衛	斎藤禎之助
立石	長谷川六右衛門	川口勘輔	川口治左衛門	佐々木又兵衛
森尾	岸岡松治	関岡宗右衛門		
三宅	平尾源太夫	平尾庫一	平尾忠右衛門	平尾達治郎
	吉岡七右衛門	百合藤五郎	百合伊助	
香住	平尾学治郎	森治右衛門		
上鉢山	田井敬助	柴木源治郎	宇野文右衛門	
	田和仁左衛門	西村助右衛門	松岡勘七	松岡吉五郎

土族の政治 明治時代は、旧来の封建社会に代わって民権が伸長した時代であるが、社会の構成には大きな地域差がみられた。但馬地方においては、土族層の比重は圧倒的に旧城下町であった出

石・豊岡・村岡・生野が大きかった。一八八五年(明治一八)の統計数字(表20)によれば、なかでも出石の土族戸数は五八三で全体の九・四パーセントを占めて群を抜いており、城崎郡(豊岡)の土族戸数一三七二・五バ

第3章 明治後期の出石

城下町としての歴史の跡を残している。しかし、士族勢力の退潮は以上に至っても出石における士族の割合は他に比べてやや高く、そのうち士族(国税一五円以上)は数名であった。一九二二年(国税三元)は、出石郡全体で二六六名、出石町はわずか二三名となっており、(明治三二)の有権者数で二八名(明治三二)の有権者数で二八名の三パーセント強になっている。先にみた一八九八年(明治三二)の有権者数は、出石郡全体で二六六名、出石町はわずか二三名となっており、そのうち士族(国税一五円以上)は数名であった。一九二二年(国税三元)以上に至っても出石における士族の割合は他に比べてやや高く、城下町としての歴史の跡を残している。しかし、士族勢力の退潮は

表 20 士族・平民別戸数一覧表(1885年〔明治18〕)

郡名	戸数	戸数		合計	士族%
		士族戸数	平民戸数		
出石	583	583	5,575	6,158	9.5
石崎	137	137	5,421	5,558	2.5
美含	3	3	3,556	3,559	0.1
気多	10	10	4,991	5,001	0.2
養父	1	1	8,702	8,703	0.0
朝来	71	71	6,534	6,605	1.1
七美	72	72	3,151	3,223	2.2
二方	3	3	4,919	4,922	0.1
計		880	42,849	43,729	2.0

備考 『但馬会雑誌』第3号(1891年〔明治24〕)所収。

一セント)をはるかに凌駕してゐた。この時期には、まだ出石の士族層は量質共に指導的地位を保っていたといえる。しかし、一九二二年(大正一一)現在の衆議院議員選挙有権者数(『校補但馬考』)を見ると(表21)この時期には選挙人資格が直接国税三元以上に引き下げられており、有権者は初期の約七倍に増加しているが、士族と平民との内訳数字によれば、全但有権者数五三九八名のうち平民が九九パーセントを占め、旧士族出身者はわずか一パーセントの五八名にすぎない。この数字はまさしく平民時代の実現を証明している。出石郡全体については有権者数八三〇名で、内訳は平民八〇二名、士族二八名の三パーセント

表 21 衆議院議員選挙有権者数(1922年〔大正11〕)

郡名	有権者数	内訳	
		士族	平民
出石	830	28	802
石崎	2,130	14	2,116
美方	817	7	810
養父	873	2	871
朝来	748	7	741
計	5,398	58	5,340
%	100	1	99

備考 『校補但馬考』による。

表 22 出石郡町村会議員及び有権者数（士族・平民別）  
（1930年〔昭和5〕）

	議 員 数			有 権 者 数		
	総 数	士 族	平 民	総 数	士 族	平 民
出石町	18	3	15	1,057	116	941
室埴村	12	0	12	801	17	784
小坂村	12	0	12	523	2	521
神美村	14	0	14	1,001	1	1,000
合橋村	11	0	11	774	1	773
高橋村	12	0	12	683	1	682
資母村	12	0	12	881	0	881
計	91	3	88	5,720	138	5,582

備考 『兵庫県統計書』による。

著しく、数的には弱小な政治勢力と化してしまっていることがよく分かる。近代国家の歩みは出石における政治的指導層の背景として、士族に代わる農・工・商の新しい基盤を生み出していた。

更に、士族階級の政治参加状況について一九三〇年（昭和五）の『兵庫県統計書』を見ると、当時の但馬地方の五郡六七町村の町村会議員数計八九九名のうち、士族はわずかに六名で平民が八九三名を占めている。出石郡内の町村別議員数と有権者数について、士族と平民の内訳を見ると表22のとおりである。

この表から分かるように、当郡の士族の政治勢力は町村議会議員クラスにおける議員数からして、絶対的にも相対的にも無力化してしまっていることが明らかである。なお、但馬村岡町（八名）と続くが、普通選挙法施行時代に入ってその勢力はいずれも数的にみて平民勢力に圧倒されてしまっている。明治維新の変革以後、近代化の過程の中で封建的なものがこの面でも大きく変化していったことを窺い知ることができよう。

加藤弘之と齋藤隆夫の論争 齋藤隆夫は一九〇五年（明治三八）の秋、二年半の闘病の末肋膜炎を克服して三五歳のとき東京で弁護士を再開業した。この年に帝国学士院長、法学博士となって勲一等に叙せられた元東京帝国大学総長の加藤弘之男爵は、「我が立憲的族父統治の政体」と題する論文をはじめ一九〇七年（明治四〇）に「吾国体と基督教」、更に一九〇八年には「迷想的宇宙観」などの論文を相次いで発表した。そして、国体擁護の立場から「吾人に迷信を与える宗教」としてキリスト教の非科学性を指摘し、窮極的には天皇による族父統治説を重視すると共に日清・日露の大戦を義戦として肯定する一方、非戦主義を唱えるキリスト教徒を激しく攻撃した。

加藤弘之の総括的人物評価としては、「初代東京大学総理、我が国への最初のドイツ学導入者、幕末から明治初期にかけての天賦人權的啓蒙論者、明治中・後期における社会的ダーウイニズムの形成者」（吉田曠）と評されたり、「表現に於ける激しい思想家、好戦的な論客、常に政府的権力主義の立場を離れなかった碩学、国家主義者・超民族主義者・権力主義者で、ドイツ流西洋思想を武器にそれを人民のためにではなく明治政府の支配権強化のためのイデオロギーとして活用した」（『加藤弘之』田畑忍著）などといわれているが、まさに当時の我が国の学界識者の最高峰に君臨する大学者であった。古島一雄は、「日本新聞」に掲載した「私立大学評判記」（二九〇〇年〔明治三三〕一月）と題する有名な論説の中で、加藤弘之を福沢諭吉と対比して「加藤氏の独逸的国権論は明治政府唯一の金城鉄壁となり官界に入り易かったが、福沢氏の実利的国富論は民間を風靡し、此の二大思潮が官民を画す勢いであった」と評している。この絶頂期の加藤弘之が発表した前記の国体とキリスト教に関する大論文に対し、当時三八歳の青年弁護士齋藤隆夫は、母校早稲田大学



写真 63 『早稲田学報』

の『早稲田学報』(一九〇八年〔明治四二〕一〇月)誌上で「族父統治と天皇機関説―加藤博士の所論について」と題して堂々と真正面から反論を加えた。「博士加藤弘之先生は当代の碩学にして余が最も尊敬する同郷の先輩者である」という書き出しではじまる五〇〇〇字を超えるこの論文は、論旨周到かつ理路整然と論陣を展開して、舌鋒火を吹く後年の議政壇上の闘将斎藤隆夫の面目を躍如たらしめる正々堂々の筆の運びを示している。以下その主要部分を原文のまま紹介しよう。

論文の冒頭で簡潔に加藤弘之を賞揚したのち斎藤隆夫は本論に入っていく。「余は茲に政治学及び法律学研究者の一人として博士の所論に対して一言せんと欲することがある。夫れは博士が(中略)我国を以て族父統治の国なりと言ひ、近頃流行する天皇機関説を唱ふる者を目して我国体を害し我憲法を無視して共和主義を説くものなりと断言せられたことである。余は遺憾ながら此点に付ては博士の説に不同意である」として、まず加藤の族父統治論をとりあげ、「余は我国体の特質を表白するに当って、今日族父統治なぞと云ふことを持ち出して歴史上の事実及び政治学の通理を蹂躪するの必要を認めない」としてこれを一蹴し、続いて言う。「博士は天皇機関説を唱ふる者を以て我国体を害し憲法を無視するものとして痛く攻撃せらるゝのであるが、其論拠として見るべきものは更に無い。単に我国は族父統治であるから天皇機関説なぞと云ふが如き妄論が起る理由がないと言はるゝ様であるが、之は精密なる博士の議論として甚だ不似合である。我国が族



父統治の時代を過ぎて居ることは前述せる如くであるが、仮りに一步を譲りて族父統治であるとした所で、族父統治と天皇機関説と何の關係あるか、族父統治なる事實は天皇機関説を否定する根拠とは成らない。博士は先づ政治論と法律論とを區別せられねばならぬ。族父統治なりや否やは政治学上の議論にして天皇機関説は法律学上の議論である。法律学に於ては國家は主權の主体なりや否やを攻究するのが目的である。國家を主權体なりとせば君主以下其他の者は主權を運用する任務に當る者なるが故に近世法律上の語にて此等の者を稱して主權の機関又は國家の機関と云ふ（中略）國家主權説を唱ふる者は勢ひ君主を以て主權の機関と斷定せねばならぬ。何故なれば一國に二個の主權者が存在すべき道理は認められないからである。然れども博士の如く斯る説は歐洲（州）以下同に於て唱へらるゝも日本に於ては議論の種とならないとか、或は我國体を害し憲法を無視すると言ふに至っては唯々笑ふの外はない（中略）日本憲法第一条に大日本帝國は万世一系の天皇之を統治すと規定し、第四条に天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依りて之を行ふと規定するが、吾人は法規上より此二條を解釈して天皇は國家主權の最高機関として憲法の條規に従ひ日本の國土及び人民を統治し賜ふのであると言ふも、我國体及び憲法に何等の矛盾あるか。凡そ法理の武器を以て國法の規定を解釈し時あつて之を攻撃するは眞理を争う學術上の論戰である。甲乙何れに組するも不忠不義の譏を享くべきものではない。然るに一部攻学の徒は此理を悟らず、愚俗の批難を恐れて自家の所信を直言するの勇氣なく、一方に國家主權説を認めながら他方に君主機関説を唱ふることは能はずして、遂に國家も主權者なり君主も主權者なり、故に國家と君主とは同一なりと言ふが如き愚にも付かない謬論を吐露して自ら恥じざる者は堂々たる大學教授中にも其人ありと云ふに至ては實に笑止千萬なるのみならず我學界の一大恥辱である

(中略) 想ふに加藤博士は学問の研究を以て生命とせらるゝ人である(中略) 然るに其博士が近頃に至りて、我法学社会に天皇機関説を唱ふる者を目して国体を害し憲法を無視して共和主義を説くものなりと大言し、殆んど国賊視せらるゝに至ては余は実に呆然たらざるを得ないから、此点に付ては博士の一考を求むると共に我同論者のために弁護して置く必要がある(中略) 要するに余は日本を族父統治の国なりとする博士の所論に對しては歴史上の事実及び政治学の通理よりして之に反對し、天皇機関説に對しては国家学及び憲法々理の上より之に左袒す、然れども余は確信す。余は忠良なる国民たる資格に毫も欠くる所はない」と結んでゐる。これに對して加藤弘之は、一九〇九年(明治四二)七月に発刊した「基督教徒窮す」と題する著述の付録で早速これを取り上げ、真つ向うから反駁した。加藤は繰り返し力説する。

「唯一の日本民族を統治せられる天皇は太初以来全く一系で、絶て易姓革命のなかつたことは毫も疑ふべき余地のないことであれば、日本の国体が終始族父統治であると言つて何の不都合があるらう乎。他万国に決して左様なる国体がないからとて、日本を他万国同様に普通一般の君主統治とせねばならぬといふ道理が何れの点に存する乎。實に解らぬ論である。余は全く歴史上の事實に依て言ふのであるが、齋藤氏の論は此歴史上の事實を度外視して居るのである(中略) 齋藤氏が右様なる大謬見からして、吾が邦にも所謂天皇機関説が適當すると考へたのであるが(中略) 是れが却て大に笑わねばならぬ愚論であると思ふ。齋藤氏は歐洲學者の議論の外には毫も道理はないものと考へて居る。是れが余の最も齋藤氏を笑はねばならぬ所以である(中略) 全く歴史といふものを無視して唯無味乾燥なる理論にのみ偏して説を立てて居るのである。政治論や法律論の如きは左様な手段で議論の出来るものではない。必ず歴史と理論とに偏せぬよう十分に注意を払はね

ばならぬ」

そして、人間社会の歴史は自然界の進化と同一の自然法に支配されて進化して来たという持論を展開したのち、次の如く結論する。

「吾が国体上にも他各国と同様に、天皇機関説を唱へるのは全く吾が邦の歴史即ち進化を度外視して歐洲従来の学説にのみ拘泥し、理論に偏した結果とせねばならぬ。勿論余と雖吾が邦の古伝説や神話を其儘に吾が邦の歴史として信用するものではない(中略)併し、古伝説や又は神話中にも自ら信用すべき点もあって、それは確実なる歴史である。就中最も明瞭にして、一点の疑をも容るべからざるものは高天原民族の宗家即ち祖父が太初以来皇位を保たれてあるの一事である。此一点に就ては誰とて疑を挟む余地は毛頭ないのである(中略)吾国体は右の如きもので今日に至って居るのであるから、古来易姓革命の諸外国とは違ひ天皇と国家とは全く同一物で終始相離るべからざるものである。天皇即ち国家、国家即ち天皇といふような訳である(中略)簡様なる吾が邦の歴史即ち進化には毫も注目せずして、軽率にも天皇機関説杯を主張し天皇を称して政治上に於ける最上の機関に外ならぬなど言ふに至っては実に驚かざるを得ないのである(中略)斎藤氏が政治論とか法理論とか言ふのは歴史即ち進化を殆ど無視したる乾燥無味なる理論即ち空論であるから、頗る旧式的議論といふべきもので遺憾ながら今日には適せぬのである」

天皇機関説は、明治憲法制定の当初より我が国の国体解釈の根本問題として賛否が論ぜられたが、加藤弘之と斎藤隆夫の両者間でもこのように格調の高い白眉の論争が展開されたことを知る人は現在ほとんどない。しかし、この論戦は今日の水準からは共に批判点を含むものの出石町史の輝かしい一頁を飾るのみならず、

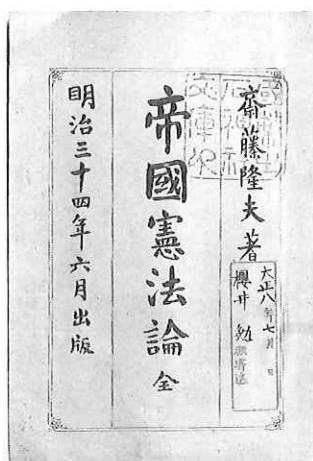


写真 64 『帝國憲法論』  
(出石神社蔵)

日本の近代政治思想史の一頁をも飾る大きな意義があると思われる。

加藤弘之の所説はその後一世を風靡し、敗戦前の我が国の国体観念の支柱となり、いわゆる御用学説の権威を保ち続けた。しかし、歴史的にみるならば、一九四五年(昭和二〇)のポツダム宣言受諾とこれに基づく人間天皇宣言・日本国憲法の制定により、天皇主権が明確に否定

され主権在民が実現したため、齋藤隆夫の所論が(国家主権の概念把握につき学説上の異論を含む余地があるもの)正論として既に証明済みとなったといえようか。

政界進出を志した齋藤隆夫は、『帝國憲法論』や『比較国会論』などの著述を世に問うたのち、一九二一年(明治四五)一月に『立憲国民之覚醒』と題する約四〇頁の小冊子を公表してその政治論を集約し、自己の政治的信念と立脚点を明らかにした。その中で齋藤は立憲政治の意義を説き、「憲法は国を治める大本を定めた大法律で、君主及び政府の権能並びに人民の権利義務が明確に規定してあるから天皇と雖も憲法に背くことは決してできない」という持論を展開し、「立憲政治の下の国会議員の責務は重大で、議員の資格としては第一に国家的道徳的信念、第二には豊富な学識と世界的知識が大切であり、私利私欲や権勢欲しか眼中にない腐敗議員や政治ゴロツキを一掃し、議員を監視することが必要で、日清・日露の二大戦争に大勝して世界の一等国の列に加わったと称せられるが、日本は欧米諸国の一等国にはまだ遙かに及ばないから、単に

軍事上の戦争の勝利を以て満足せず、平和的戦争に於て一等国の実を挙げねばならぬ」と力説している。  
 ここに紹介した論争を玩味するとき、近代日本の発展に貢献した代表的人物として、郷土出石の生んだ加藤弘之を大きな誇りとし、齋藤隆夫に更に大きな誇りを覚える所以を深く感得することができるとはなからうか。齋藤隆夫は後に軍部に反対する議会政治家としてあくまで信念をまげず、敗戦後は日本国憲法制定議会に際し、幣原喜重郎内閣の憲法担当國務大臣として活躍したのであった。  
 出石郡選出兵庫 兵庫県会は一八七九年（明治一二）に開設されたが、出石郡は定員が二名で「山之中」が県会議員たち 一名、出石町と「下郷」で一名のワクが与えられていた。一八九六年（明治二九）の郡制整理の結果出石郡は定員減となり、二名から一名になって終戦後に至った。その顔ぶれは表23のとおりである。

表 23 出石郡選出兵庫県会議員一覧表

任 期	定員	出石町・下郷	山の中
(明治二二) 一八七九・二〜一八八〇・一一	二	香住村 宇野文右衛門	口赤花村 橋本政隆
一八八〇・一一〜一八八三・二	二	香住村 宇野文右衛門	中山村 今田禎次郎
一八八三・二〜一八八四・五	二	口小野村 本間 果	中山村 今田禎次郎
一八八四・五〜一八八五・一二	二	口小野村 本間 果	畑山村 今井甚兵衛
		香住村 宇野文右衛門	畑山村 今井甚兵衛
		出石町 芦田 焜一	中山村 今田禎次郎
一八八五・一二〜一八八八・一	二	出石町 芦田 焜一	中山村 今田禎次郎

一八八八・	一〇	一八八八・	三	出石町	芦田 一	中山村	今田禎次郎
一八八八・	四	一八八八・	二	森尾村	平尾源太夫	中山村	今田禎次郎
一八九〇・	二	一八九二・	二	神美村	平尾達治郎		
一八九二・	二	一八九四・	二	神美村	田邊文治	資母村	今田禎次郎
一八九四・	二	一八九六・	二	神美村	田邊文治	資母村	今田禎次郎
一八九六・	二	一八九六・	九	神美村	平尾庫一	資母村	今田禎次郎
一八九六・	一	一八九八・	一〇	神美村	平尾庫一	資母村	今井甚兵衛
一八九八・	一	一八九九・	六	出石町	福富源蔵		
一八九九・	九	一九〇三・	九	資母村	今井甚兵衛		
一九〇三・	九	一九〇七・	九	神美村	平尾庫一		
一九〇七・	九	一九一〇・	九	神美村	平尾庫一		
一九一〇・	九	一九一〇・	九	資母村	橋本江笠		
一九一〇・	九	一九一〇・	九	室埴村	国村信義		
一九一〇・	九	一九二〇・	九	神美村	平尾令太郎(源太夫)		
一九二〇・	九	一九二七・	九	室埴村	関 平		
一九二七・	九	一九三一・	四	神美村	平尾源太夫		
一九三一・	四	一九五七・	三	出石町	正木 定		

初期の県議に三期当選した宇野文右衛門（一八四〇年〔天保二一〕〜一九二一年〔明治四四〕）は、神美村香住の地主で改進黨系に属した人物であるが、代議士佐藤文兵衛の兄に当たり、後には出石商業会社社長や第五十五国立銀行取締役・監査役も勤めた。宇野に続く県議の本間果（義堅）（一八四九年〔嘉永二〕〜一九〇三年〔明治

三六)は、神美村口小野の旧出石藩士族で改進黨に属し、後に出石町制発足に当たって初代出石町議を務め、二代出石町長・小野小学校長・第五十五国立銀行頭取などを歴任した。

これに続く出石町出身県議の芦田帰一(一八四三年〔天保一四〕～一九二二年〔大正一〇〕)も改進黨で三期当選を果たし、本間果と共に初代出石町議にもなっている。そのあとは、また神美地区を中心に改進黨の人脉の県議が伝統となって続いた。

平尾源太夫(在親)(一八六一年〔文久元〕～一九三三年〔昭和七〕)は、神美村森尾の大地主平尾家第七代当主で第三代神美村長、第五十五国立銀行頭取を歴任し、平尾家憲家訓を制定した人物である。

田辺文治(一八五八年〔安政五〕～一九二七年〔昭和二〕)は、神美村奥小野の地主で平尾家とは有力な親戚関係にあり、第四代神美村長も務めた。

平尾庫一(一八六二年〔文久元〕～一九四〇年〔昭和一五〕)は、県議五期の途中で第三代小坂村長も務めている。このように、出石郡の平野部地帯が平尾源太夫らを中心とする改進黨系の勢力地盤であったことが佐藤文兵衛や青木匡の当選につながった。これに対して、自由党系の出石郡における勢力は資母村中山に拠点を置いて展開した。中山は丹後機業の但馬地方の玄関口で、機械製系の発祥地帯であった。また、旧出石藩士族の岡部久洋(一八五五年〔安政二〕～一九二三年〔大正一二〕)は、一八八一年(明治一四)の近畿自由党に参加し、しだいに出石における自由党の人脉も形成されていった。のちに彼は、初代出石町長に推されて就任している。

今田禎次郎(一八四九年〔嘉永二〕～一九〇八年〔明治四一〕)は、資母村中山の生まれで池田草庵の青谿書院に

## 第2節 立憲政治の進展

学び、学識人格に勝れて地方民の信望も厚く、八期にわたり県議に当選し、室埴・資母両村の村長にも就任した。今田に続いてかわるがわる四回県議に当選する今井甚兵衛（一八五四年〔安政元〕一月～一九三二年〔昭和六〕二月五日）も初代資母村長や第五十五国立銀行取締役就任しているが、自由党に入党した桜井勉・桜井駿（森本駿）と共に自由党系政友会の人脈系列を形成した。

これに対し、齋藤隆夫は改進黨（民政党）や青年組織を基盤として政界に出馬するに至り、国村信義（一八六八年〔明治元〕～一九四一年〔昭和一六〕）、室埴村日野辺、第二・第五代室埴村長、県議、関太平（一八七三年〔明治六〕～一九三八年〔昭和一三〕）、室埴村寺坂、第六代室埴村長、県議、正木定（一九〇〇年〔明治三三〕～一九八二年〔昭和五七〕）らがこれを支えたのである。